

国立民族学博物館事務組織規則

平成16年4月9日
規則第 2 号

(目的)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の監査室の所掌事務並びに管理部及び情報管理施設の内部組織及び所掌事務について定めることを目的とする。

(監査室)

第2条 監査室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 業務・会計監査に関すること
- (2) 法令等に基づく業務の適正性に関すること。
- (3) 館長が特に命じる事項に関すること。

(管理部の分課)

第3条 管理部に次の各号に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 研究協力課
- (3) 財務課

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本館の事務の総括及び連絡調整並びに機構本部との連絡調整に関すること。
- (2) 運営会議その他の会議に関すること。
- (3) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 渉外に関すること。
- (6) 職員の人事に関すること。
- (7) 職員の健康管理、安全管理、福利厚生及び災害補償に関すること。
- (8) 広報の総括及び連絡調整に関すること。
- (9) 広報の企画及び実施に関すること。
- (10) ホームページの運営の事務及び連絡調整に関すること。
- (11) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び課の所掌に属しない事項に関すること。

(研究協力課の事務)

第5条 研究協力課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究協力の企画及び調査に関すること。
- (2) 総合研究大学院大学に関すること。
- (3) 科学研究費助成事業の申請等学術研究の助成に関すること。
- (4) 学術出版物の刊行に関すること。

- (5) 共同研究計画に関すること。
- (6) 国際協力に関すること。
- (7) 国際研究統括室の事務に関すること。
- (8) その他研究協力に関すること。

(財務課の事務)

第6条 財務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 資産の管理に関すること。
- (3) 収入に関すること。
- (4) 諸給与、旅費及び謝金に関すること。
- (5) 会計の契約に関すること。
- (6) 施設の整備に関すること。
- (7) 施設の維持保全に関すること。
- (8) その他財務及び施設に関すること。

(情報管理施設の分課)

第7条 情報管理施設に次の各号に掲げる課を置く。

- (1) 企画課
- (2) 情報課

(企画課の事務)

第8条 企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報管理施設の所掌事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 展示、普及、社会連携の企画及び実施に関すること。
- (3) 展示、普及、社会連携に係る出版に関すること。
- (4) 入館者サービスに関すること。
- (5) 展示設備及び講堂設備の管理運用に関すること。
- (6) 標本資料の受入れ、整理、収蔵、保全、展示及び利用に関すること。
- (7) 学術資源研究開発センターに関すること。
- (8) 共同利用型科学分析室の事務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、情報管理施設の他の課の所掌に属しない事項に関すること。

(情報課の事務)

第9条 情報課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報システムの整備、管理及び運用に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) データベースの整備、管理及び運用に関すること。
- (4) 図書、雑誌、地図、映像音響資料及びマルチメディア資料の整備、保管及び利用に関すること。
- (5) 図書館間相互協力に関すること。
- (6) 外部データベースの使用に関すること。

(7) 映像音響機器及び設備の維持管理に関すること。

(8) 梅棹資料室の事務に関すること。

(9) その他情報サービスに関すること。

(課長補佐)

第10条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を助け、課の事務を処理する。

(専門員)

第11条 課に専門員を置くことができる。

2 専門員は、課の事務をつかさどるとともに専門的見地から課長を補佐する。

(各課等の事務分掌)

第12条 監査室並びに管理部及び情報管理施設における課の事務分掌については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。